



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年3月9日火曜日 第1539号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	221
指定居宅支援事業者の指定.....	223
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	223
海砂利年間採取認可総量の決定.....	223
道路の区域変更（県道今治波方港線外）.....	224
道路の供用開始（ " ）.....	224
道路の区域変更（県道今治波方港線）.....	224
道路の供用開始（ " ）.....	224
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	225
道路の供用開始（ " ）.....	225
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....	225
開発行為に関する工事の完了.....	225

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の取消し.....	226
不在者投票のできる施設の指定.....	226

告 示

○愛媛県告示第444号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び重信町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
愛媛大学
松山市道後樋又10番13号
愛媛大学長 小松正幸
- 2 事業場の名称及び所在地
愛媛大学医学部
温泉郡重信町大字志津川
- 3 特定施設に関する事項

(1) 洗浄施設

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第68号の2 口洗浄施設
特定施設の能力	容量240リットル×1基
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後1週間
使用開始の予定年月日	完了後直ちに

特定施設の使用時間間隔	0時～24時	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～11 最大 3～11
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 120
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1.7 最大 1.7	

(2) 入浴施設

特定施設の種類	政令別表第1第68号の2 八入浴施設	
特定施設の能力	容量210リットル×3基	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後1週間	
使用開始の予定年月日	完了後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	0時～24時	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 6.0～8.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 200 最大 200
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 250 最大 250
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 120 最大 120
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 16

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 120 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 16 最大 16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1.3 最大 1.3

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 実験排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年7月2日		
処 理 施 設 の 種 類	薬品排水処理施設		
処 理 施 設 の 型 式	接触酸化方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 53.5メートル 横 8.65メートル 高さ 8.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり600立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	接触酸化 + 凝集沈殿 + 砂ろ過		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3~11 最大 1~14	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 200 最大 200	通常 10 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 250 最大 250	通常 10 最大 10
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 120 最大 120	通常 20 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 16 最大 16	通常 2 最大 2
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 600 最大 600	通常 600 最大 600	

(2) 生活排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和50年3月31日		
-----------	------------	--	--

処 理 施 設 の 種 類	尿処理施設		
処 理 施 設 の 型 式	標準活性汚泥方式		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 60.5メートル 横 23.05メートル 高さ 8.9メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,600立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥 + 凝集沈殿 + 砂ろ過		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 200 最大 200	通常 10 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 250 最大 250	通常 10 最大 10
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 120 最大 120	通常 20 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 16 最大 16	通常 2 最大 2
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 1,600 最大 1,600	通常 1,600 最大 1,600	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 10
	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 10 最大 10
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 20 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 2 最大 2

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,200 最大 2,200
----------------------------	----------------------

備考 この他に雨水排水口が5ヶ所ある。

○愛媛県告示第445号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300112113	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺河 駿	児童居宅介護	株式会社悠遊社東予事業所	東予市新市650番地6	平成16年3月1日

○愛媛県告示第446号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ブックオフ・ハードオフ・オフハウス今治片山店
今治市片山三丁目10番地33
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社今治デパート
今治市旭町一丁目4番地11
代表取締役 井本雅之
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社今治デパート
今治市旭町一丁目4番地11
代表取締役 井本雅之
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年10月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,610.41平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
75台
 - イ 駐輪場の収容台数
40台
 - ウ 荷さばき施設の面積
50.1平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
16立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時40分から午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前10時から午後7時まで

2 届出年月日

平成16年2月23日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労働課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第447号

愛媛県海砂利採取認可要綱（昭和55年12月1日制定）第3条第1項の規定により、平成16年度の海砂利に係る年間採取認可総量を次のとおり決定した。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 平成16年度の海砂利に係る年間採取認可総量
2,787,000立方メートル

2 知事は、平成16年度においては、1の年間採取認可総量の範囲内で砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可をするものとする。

○愛媛県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市古国分寺町一丁目乙181番6から 同市古国分寺町一丁目乙181番1まで	旧	メートル 11.3～14.5	キロメートル 0.033	
			新	13.0～14.5	0.033	
一 般 国 道	317号	越智郡玉川町大字龍岡下字小川丁117番地先から 同大字字岩成丙68番1地先まで	旧	7.2～26.4	0.557	
			新	14.0～32.8	0.557	

○愛媛県告示第449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市古国分寺町一丁目乙181番6から 同市古国分寺町一丁目乙181番1まで	平成16年3月9日
一 般 国 道	317号	越智郡玉川町大字龍岡上字政所甲85番6地先から 同大字字五反地甲72番1地先まで	〃

○愛媛県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市山路字大坪427番3地先から 同字456番5地先まで	旧	メートル 7.0～9.0	キロメートル 0.082	
			新	7.0～9.0 7.4～16.8	0.082 0.092	

○愛媛県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市山路字大坪427番3地先から 同字456番5地先まで	平成16年3月9日

○愛媛県告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字筒井字城新田1411番37から 同町大字北川原字西開846番1地先まで	旧	メートル 14.0~30.5 12.1~25.0	キロメートル 0.158 0.141	
			新	10.0~52.5 12.1~25.0	0.158 0.141	

○愛媛県告示第453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字筒井字城新田1411番37から 同町大字北川原字西開846番1地先まで	平成16年3月9日

○愛媛県告示第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、土居都市計画火葬場1土居町火葬場の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供す

る。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第455号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年3月9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15今局建（開）第9号 平成16年2月20日	越智郡大西町大字九王甲1555番3及び甲1555番6	越智郡大西町大字新町甲1037番地 村 越 充 富
15今局建（開）第10号 平成16年2月20日	越智郡大西町大字脇甲811番3、甲812番4、甲812番5及び甲813番7	松山市勝山町一丁目14番地1 サークルケイ四国株式会社 代表取締役 村 上 栄 一
15松局伊土検（開）第46号 平成16年2月23日	伊予市八倉字西ノ谷797番4	松山市北土居町685番地1 リビングタウン北土居H202号 平 山 旬 美
15松局伊土検（開）第47号 平成16年2月24日	伊予市本郡字町田24番1、25番1、53番1及び52番2	伊予市米湊1696番地 マルトモ株式会社 代表取締役 明 関 和 雄

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、次の施設についてその指定を取り消した。

平成16年3月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム 青石寮	西宇和郡保内町川之石1番耕地8-1

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成16年3月9日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
特別養護老人ホーム	八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム 青石寮	西宇和郡保内町磯崎2114番地3